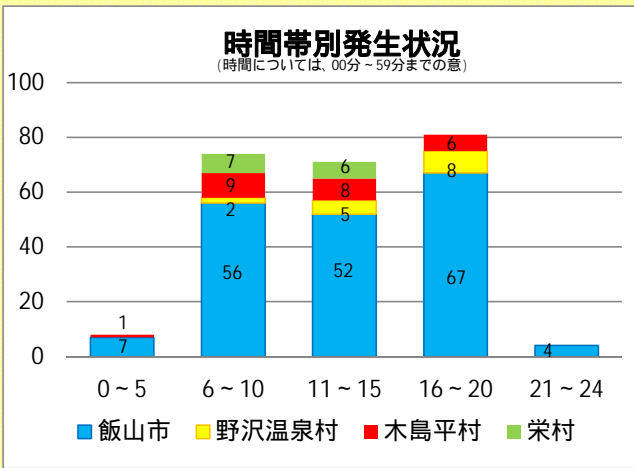


飯山警察署速度取締り指針

～ 安全・安心で快適な飯水岳北地区にするために ～

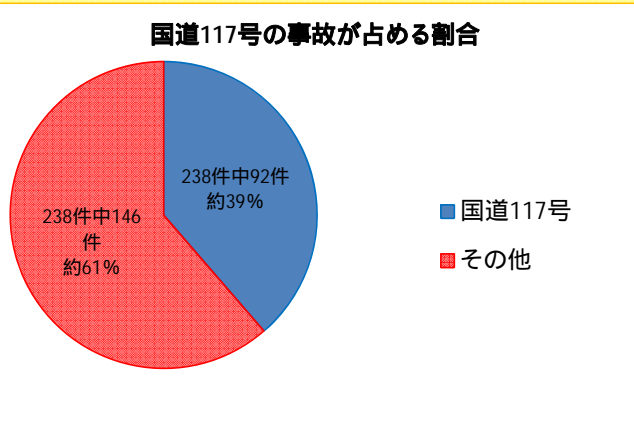
速度取締り重点			
重点路線	時間帯	区域	規制速度
国道117号	6:00～20:00	飯山市大字蓮から 下水内郡栄村大字北信	40km/h・50km/h
<p>重点路線以外でも交通状況等に応じて、速度取締りを実施します。 速度取締り重点については、交通事故発生状況等により随時見直しを実施します。 速度取締り以外にも、交差点関連違反・シートベルト取締り、パトカーによる警戒活動の実施等、総合的な交通指導取締りを実施します。</p>			

管内における人身事故実態（H25・26・27上半期238件を分析）



過去3年の管内における時間帯別発生状況を比較すると、16時～20時が最も多く、続いて6時～10時に多く発生している。

6時～20時が発生時間帯の約95%を占める。



過去3年の人身事故発生状況を比較すると、発生件数238件の内、国道117号での発生は92件で、全体の約39%を占め、発生が最も多い。

重傷事故37件の内、国道117号で約40%の15件が発生しており、いずれも昼間に発生している。

長野県における総合的な速度管理の必要性

規制速度超過車両による交通事故は、規制速度遵守車両と比べ、死亡事故となる確率が5.2倍となる。

歩行者の致死率は、60km/hを超えると4割を超え、70km/h超では6割、80km/h超では7割を超える。

～ 本年発生状況(平成27年8月10日現在)～

管内では死亡事故が3件発生し、飯山市(国道117号)で2件、栄村で1件発生しています。死亡した3名は、いずれも当署管内の住民で、昨年死亡した3名は、木島平村の住民です。悲惨な死亡事故の発生を抑制するため、国道117号以外の路線でも速度取締り等総合的な交通指導取締りを実施します。